

千葉県告示第 82 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下、「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により告示します。（指定番号 指－50）

令和 4 年 2 月 9 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 形質変更時要届出区域

千葉県美浜区新港 197 番 5、227 番 1 の各一部（別図 1、2 のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下、「規則」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）鉛及びその化合物

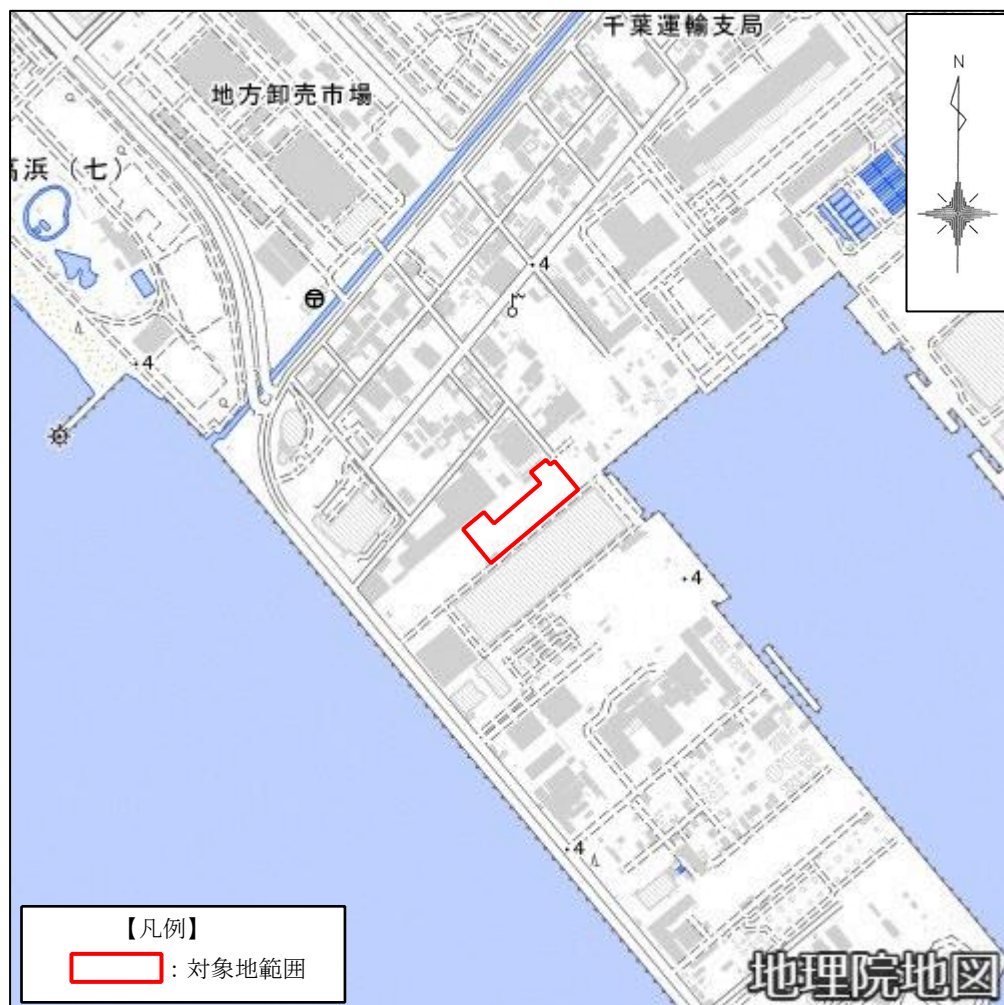
3 規則第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）鉛及びその化合物

4 その他

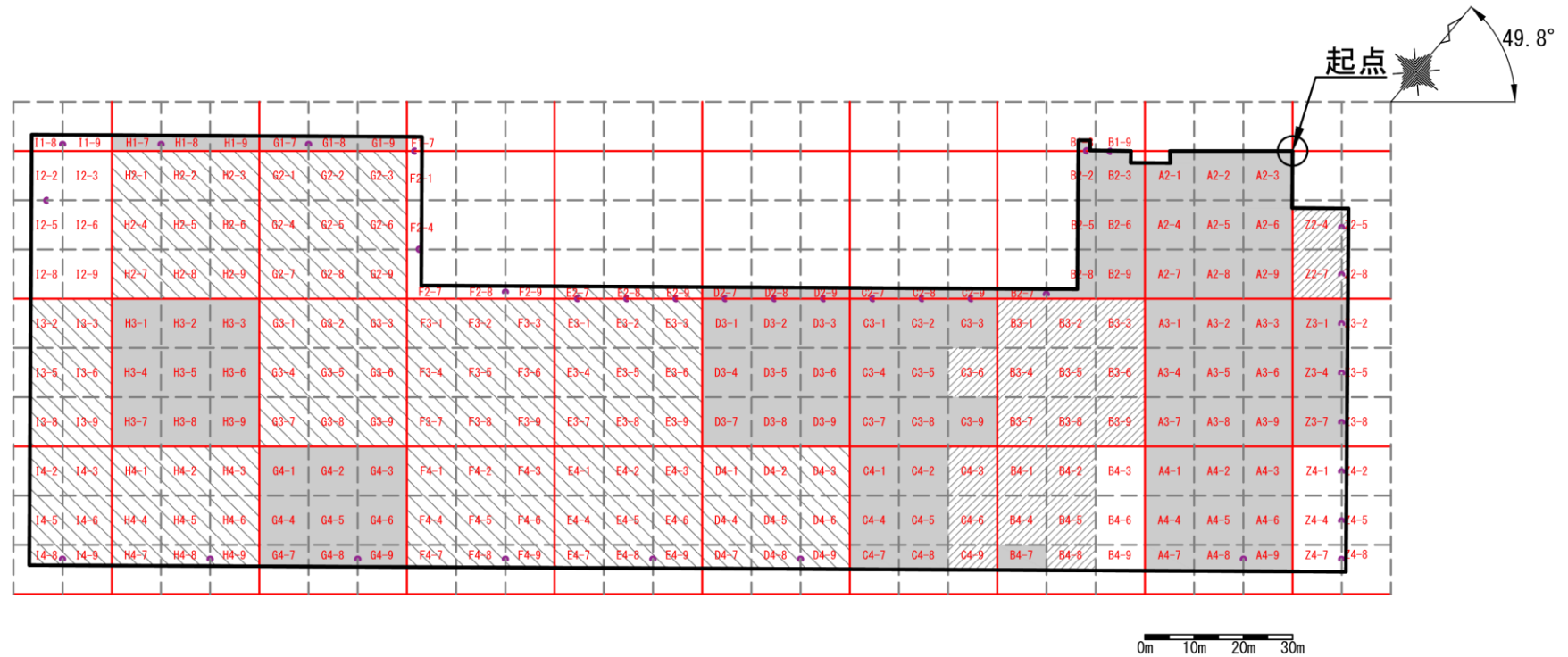
この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第 58 条第 5 項第 12 号イに該当する。

(別図1)



出典：国土地理院 電子地形図（タイル）を加工

(別図 2)



- | | | |
|---|--|------------------------|
|  | 形質変更時要届出区域
対象物質：鉛及びその化合物（溶出量基準・含有量基準超過） | 96区画（統合前）
80区画（統合後） |
|  | 形質変更時要届出区域
対象物質：鉛及びその化合物（溶出量基準超過） | 22区画（統合前）
20区画（統合後） |
|  | 形質変更時要届出区域
対象物質：鉛及びその化合物（含有量基準超過） | 96区画（統合前）
88区画（統合後） |

17,859m²